

山県市 循環型社会形成推進地域計画

山県市

令和4年12月7日 作成

目 次

1.	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	1
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2.	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	4
(4)	生活排水の処理の目標	5
3.	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設等の整備	9
(4)	施設整備に関する計画支援事業	9
(5)	その他の施策	10
4.	計画のフォローアップと事後評価	11
(1)	計画のフォローアップ	11
(2)	事後評価及び計画の見直し	11
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	12
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	14
参考資料様式 2	設概要（エネルギー回収施設系）	16
参考資料様式 7	設概要（浄化槽系）	17
参考資料様式 8	計画支援概要	19
(添付資料 1)	対象地域及び施設位置図	20
(添付資料 2)	トレンドグラフ	21
(添付資料 3)	浄化槽整備区域図	24
(添付資料 4)	地域のハザードマップ	25
(添付資料 5)	国土強靱化地域計画	26

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	山県市
面 積	221.98 km ²
人 口	25,786 人 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

※山県市は平成 15 年 4 月 1 日に高富町、伊自良村及び美山町の 3 町村の合併により現市域となっている。このうち旧美山町地域は『過疎地域自立促進特別措置法』第 2 条第 1 項に規定された過疎地域であると共に『豪雪地帯対策特別措置法』第 2 条 1 項に規定する豪雪地帯である。また、旧美山町の一部地域は『山村振興法』第 2 条に規定する山村である。

(2) 計画期間

本計画は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

山県地域は、県都岐阜市の北部に隣接し、緑豊かな森林、美しい清流など自然環境に恵まれた地域と、住宅や産業基盤が集積した都市の活力を有する地域とを併せ持っている。

産業としては、水栓バルブ部品、衣料品、食料品及びプラスチック製品などの製造業が盛んであり、流通・販売段階での簡易包装の推進や販売した商品の自主回収の促進を図っていく。

生活系ごみに関しては、ごみの分別収集、処理手数料を付加した指定袋制の採用、コンポスト容器・生ごみ処理機・枝葉粉碎機設の助成による有機性廃棄物の排出抑制、集団回収による古紙等の資源化により、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル対策を図ってきた。今後は、ライフスタイルの見直しによるさらなる排出抑制を促進し、集団回収等によるリサイクルの推進を始めとする資源循環型社会の構築を推進する。

また、生活排水については、生活排水を適正に処理することが重要であり、市民の水質保全意識の高揚を図るとともに水質浄化実践活動等地域住民の自覚と協力の下に官民一体となった生活排水処理対策を推進し、水質の維持改善と、自然環境の保全を図り、清流を守り続けるものとする。特に、集落の形態をなしていない分散している家屋については合併処理浄化槽による処理を進めるとともに、非水洗化、単独浄化槽を設置している住宅においても、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導等を推進する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

岐阜県では、一般廃棄物の処理主体である市町村等と連携し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、持続可能な適正処理の確保に向けた新たな「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」を令和 4 年 3 月に策定している。

その中で当該地域は、岐阜・西濃ブロックとして位置づけられ、令和 2 年度時点でごみ焼却等施設が 8 施設であり、今後、処理能力が 100 t / 日以上のごみ焼却施設 1 施設が新設されることで令和 12 年度には 9 施設とする計画である。

本市においても、隣接市町村との広域化について検討しているが、更新時期の相違や地理的要因などにより現状困難であると判断した。今後も引き続き広域化へ向けた協議・検討を続けていく。

表 岐阜・西濃ブロックのごみ焼却等施設

施設	R2				R12				備考	
	市町村名	施設名	供用開始	能力	市町村名	施設名	供用開始	能力		
①	山県市	クリーンセンター (2炉)	H22.4	36t	山県市	クリーンセンター (2炉)	H22.4	36t		
②	岐阜市	掛洞プラント (1炉)	S54.3	150t	岐阜市	掛洞プラント (1炉)	S54.3	150t		
③		東部クリーンセンター (3炉)	H10.3	450t		東部クリーンセンター (3炉)	H10.3	450t		
④	羽島市	民間委託	—	—	羽島市	ごみ処理焼却施設 (2炉) 【岐阜羽島衛生施設組合】	R9.4	130t	R9.4新設	
	岐南町	民間委託	—	—	岐南町					
	笠松町	民間委託	—	—	笠松町					
⑤	各務原市	北清掃センター (3炉)	H15.3	192t	各務原市	北清掃センター (3炉)	H15.3	192t	R8更新	
⑥	大垣市	クリーンセンター (3炉)	H8.4	240t	大垣市	クリーンセンター (3炉)	H8.4	240t	R13.3まで延命	
⑦	瑞穂市	西濃環境保全センター 【西濃環境整備組合】 (1炉、2炉)	H16.3	90t	瑞穂市	西濃環境保全センター 【西濃環境整備組合】 (1炉、2炉)	H16.3	90t	R12・15更新	
	本巣市 北方町 揖斐川町 大野町 池田町 栢戸町 輪之内町 安八町		H3.3	180t	本巣市 北方町 揖斐川町 大野町 池田町 栢戸町 輪之内町 安八町		H3.3	180t		
⑧	垂井町	クリーンセンター (2炉)	H9.3	40t	垂井町	クリーンセンター (2炉)	H9.3	40t	将来的な施設集約化に向けて協議	
⑨	海津市 養老町 関ヶ原町	清掃センター 【南濃衛生施設利用事務組合】 (2炉)	H21.1	80t	海津市 養老町 関ヶ原町	清掃センター 【南濃衛生施設利用事務組合】 (2炉)	H21.1	80t		
小計				1,458t	小計				1,588t	

出典：「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」(令和4年3月 岐阜県)

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するようごみカレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行っていく。

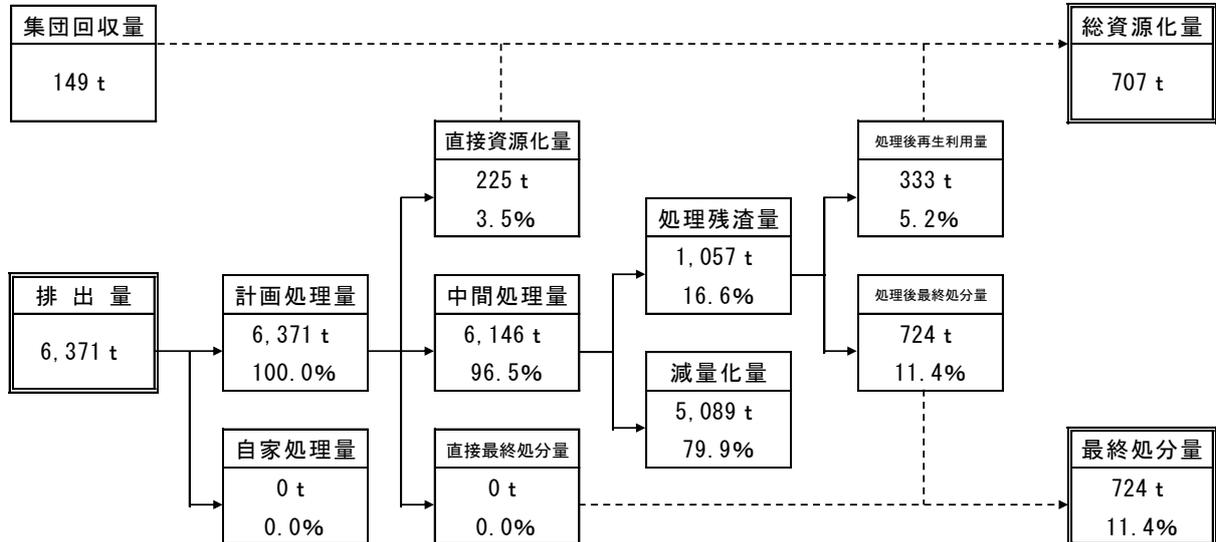
令和10年度よりプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物の一括回収及び再商品化を実施するため、令和9年度に再商品化事業者を選定し、再商品化計画を策定する。なお、分別基準は再商品化事業者と協議の上決定する。プラスチック資源の回収方法についても、再商品化事業者と協議の上決定する。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

なお、焼却施設では温水の場内利用を行っている。

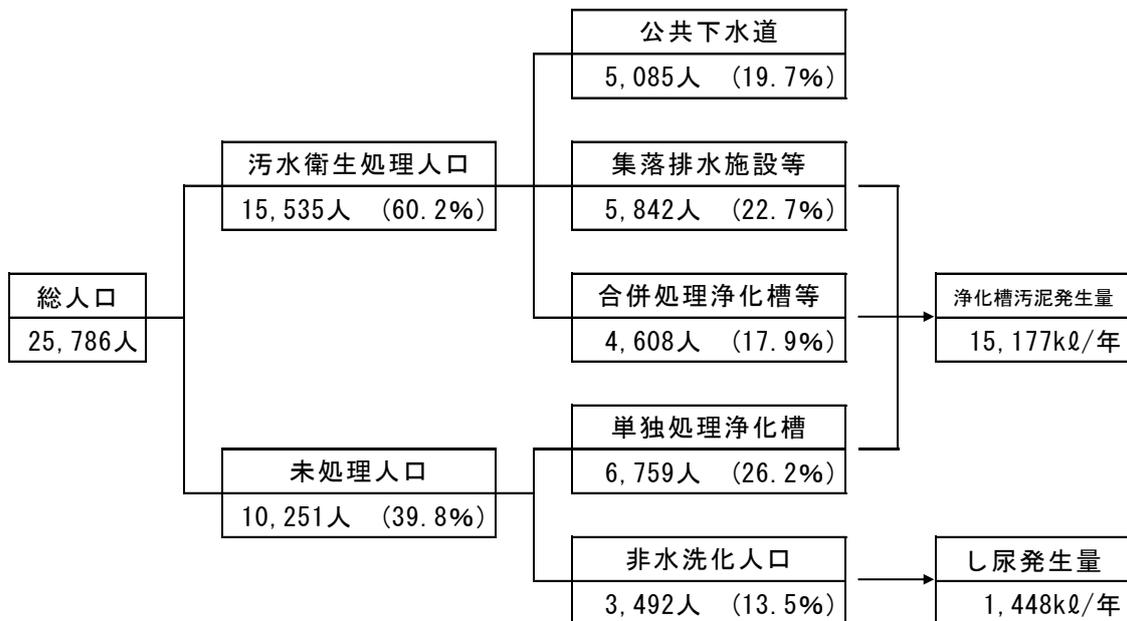


※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和3年度）

(2) 生活排水の処理の現状

令和3年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 生活排水の処理状況フロー（令和3年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (令和3年度)		目 標 (割合 ^{※1}) (令和10年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	1,689 t		1,672 t	(-1.0%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.09 t/事業所		1.08 t/事業所	(-0.9%)
	生活系 総排出量	4,682 t		4,390 t	(-6.2%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	172.5 kg/人		160.7 kg/人	(-6.8%)
合 計	事業系生活系排出量合計	6,371 t		6,062 t	(-4.9%)
再生利用量	直接資源化量	225 t	(3.5%)	188 t	(3.1%)
	総資源化量	707 t	(10.8%)	948 t	(15.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量	(年間の発電電力量)	- MWh	- MWh	
		(年間の熱利用量)	23,989 GJ	23,108 GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	724 t	(11.4%)	699 t	(11.5%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

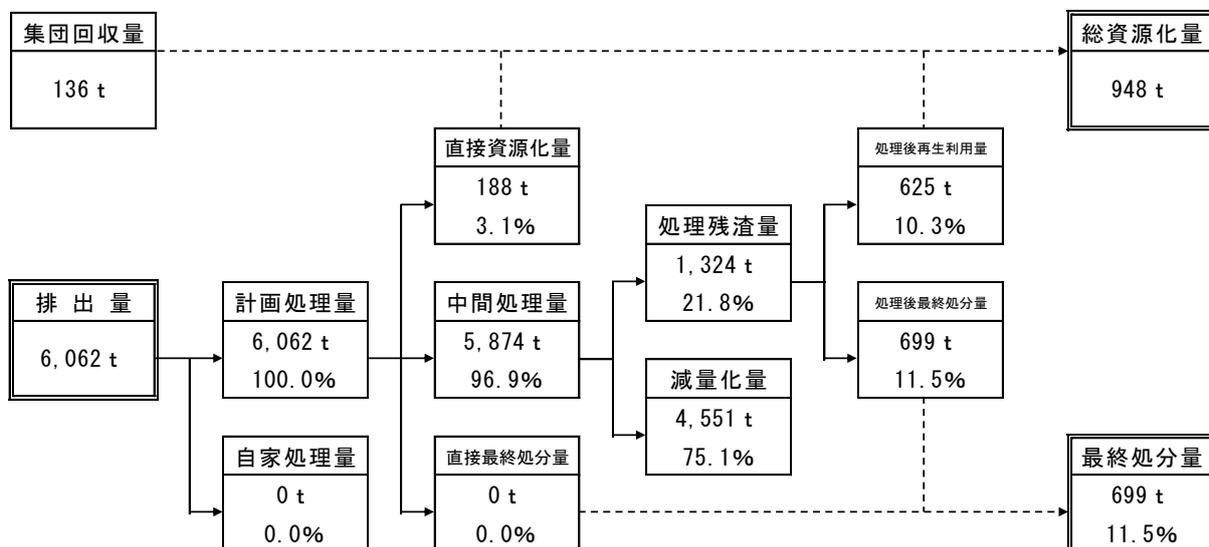
排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：t〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：t〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：t〕

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和10年度）

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、下水道等の整備区域外においては、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和 3 年度実績	令和10年度目標
処理形態別人口	公共下水道	5,085人 (19.7%)	6,619人 (27.8%)
	農業集落排水施設等	5,842人 (22.7%)	5,645人 (23.7%)
	合併処理浄化槽等	4,608人 (17.9%)	4,102人 (17.3%)
	未処理人口	10,251人 (39.8%)	7,407人 (31.2%)
合 計		25,786人	23,773人
し尿・泥の汚量	汲み取りし尿量	1,448kℓ	1,046kℓ
	浄化槽汚泥量	15,177kℓ	12,473kℓ
	合 計	16,625kℓ	13,519kℓ

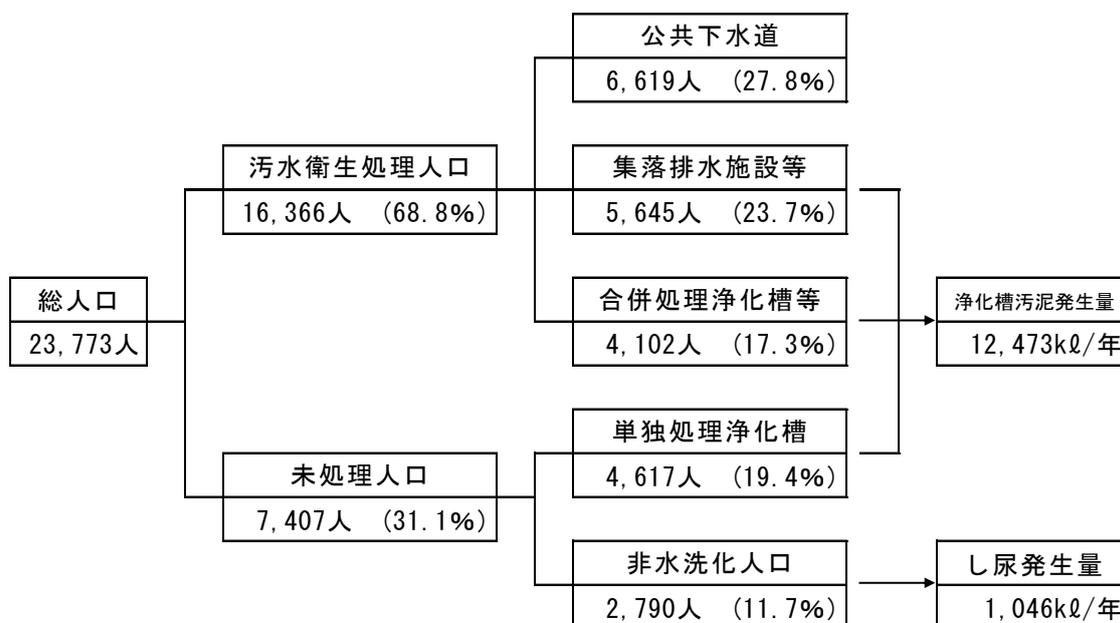


図 4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和 10 年度）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

現在、事業系ごみについては、排出量単純比例制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。

生活系ごみについては、指定袋を媒体とした均一従量制により課金し、小売店前納方式により、処理料金を徴収している。

イ 品目別の排出抑制・資源化方策

品目別の排出抑制・資源化方策を以下に示す。

区分		市民	事業者	行政
可燃 ごみ 資源 ごみ	厨芥類	<ul style="list-style-type: none"> 水切りの励行 家庭用堆肥化容器、電気式生ごみ処理機の利用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業に伴って発生する生ごみの堆肥化等 	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥化容器の普及、助成
	紙類	<ul style="list-style-type: none"> 包装の簡素化協力 再生紙の使用 紙パック回収の促進 団体回収への参加、協力 回収業者への売却 	<ul style="list-style-type: none"> 再生紙の販売促進 原料古紙の利用促進 紙パックの自主回収 包装の簡素化 分別排出の促進 自主回収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 包装簡素化の指導、支援 再生紙の利用促進 団体回収の促進 分別収集の整備
	プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> 使い捨て容器の購入自粛 買い物用ポリ袋の使用自粛 包装の適正化に協力 トレイ等の回収協力 	<ul style="list-style-type: none"> 使い捨て容器の製造販売の自粛 包装の簡素化 分別収集のための材質表示 ペットボトル等の自主回収促進 トレイ等の自主回収 発泡スチロールの再資源化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 包装簡素化の指導、支援 回収ルート整備 再資源化の研究等
	衣類	<ul style="list-style-type: none"> 不要品交換等の利用 リフォームによる再活用 団体回収への参加、協力 	<ul style="list-style-type: none"> 古着の販売ルート開拓 古着の販売促進 	<ul style="list-style-type: none"> 不要品交換等の促進 団体回収の促進
	空き缶	<ul style="list-style-type: none"> 使い捨て容器の購入自粛 団体回収への参加、協力 分別収集への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 使い捨て容器の製造販売自粛 分別収集のための材質表示 再生資源の利用促進 分別排出の促進 自主回収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 回収ルート整備 団体回収の促進 分別収集の整備
	空きビン	<ul style="list-style-type: none"> リターナブルビンの購入 ワンウェイビン購入自粛 販売店への返却 団体回収への参加、協力 分別収集への協力 	<ul style="list-style-type: none"> カレット材料の使用促進 リターナブルビンの使用販売促進 ワンウェイビンの使用販売自粛 分別排出への協力 自主回収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 回収ルート整備 団体回収の促進 分別収集の整備
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルの長い製品の購入 修理など物を大切に使用 買換え時引取制度の活用 不要品交換等の利用 	<ul style="list-style-type: none"> 処理や再資源化が容易な製品開発 ライフサイクルの長い製品開発 修理体制の充実 自主回収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 不要品交換等の促進 不要品情報コーナー等の設置
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 自主的な環境学習 地域におけるリサイクルネットワーク参加形成 ごみ減量等推進審議会等への参加、協力 事業者、行政への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい商品の製造販売 ごみ減量推進協議会等への参加、協力 住民の先導、情報提供 ごみ減量協力店への加盟 	<ul style="list-style-type: none"> 減量意識高揚のためのPR 環境教育の充実 役所内での減量行動徹底 ごみ減量協力店、マーク制度の整備 ごみ減量等推進審議会等の活用

ウ 生活排水対策

生活排水の河川に及ぼす影響を理解し、負荷の少ない排水方法を習慣化するため、啓発活動を実施し、普及に努める。

- ・ 広報啓発活動の充実
- ・ 油污れの拭き取りの推進、水切り袋や三角コーナー活用の促進 等

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりです。

山県市のごみ排出量は、全国平均や岐阜県平均に比べ少なく、良好な状況となっているが、一般廃棄物処理システムの評価による「最終処分減量に要する費用」や「人口一人当たりの年間処理経費」は、類似団体より劣っており、今後更なるごみの発生抑制の推進や、分別の見直しを行う。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後とも資源ごみ以外は、生活系ごみの分別区分に順じ、収集、処理処分を行う。事業系資源ごみは、鉄くず、古紙、瓶、缶、発泡スチロール、ペットボトル、木くず、食品廃棄物である。

今後は、以下の 4 つの役割に則り、排出抑制・資源化を推進していく。

- 流通・販売段階での簡易包装の推進
- リサイクル型商品や再生品の普及
- 販売した商品の自主回収の促進
- 事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進

ウ 生活排水処理の現状と今後

中心部の都市化された地域及び都市化が見込まれる地域の生活排水については、下水道施設により処理することとし、普及・拡大に向けた整備を早急に行っていく。また、農業振興地域では、農業集落排水施設などにより処理し、農業集落排水施設にて整備された本管に面していない土地及び集落の形態をなしていない分散している家屋については、各戸による合併処理浄化槽により処理することとし、地域の状況に応じた適切な処理の推進を行う。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置場所	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	山口市クリーンセンター エネルギー回収推進施設	山口市ごみ焼却施設基幹的改良事業	36 t/日	山口市谷合 2457番地	R 7～R 9	—

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の延命化

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和3年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	1,799	165	978	R 5～R 9	山口市国土強靱化地域計画

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	山口市ごみ焼却施設基幹的改良(事業番号1)に係る実施設計等調査事業	実施設計等	R 6
	山口市ごみ焼却施設基幹的改良(事業番号1)に係る長期契約導入可能性調査	長期契約導入可能性調査	R 6

(5) その他の施策

その他、山州市の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 環境教育の推進

山州市クリーンセンター各施設の見学など、環境教育の充実に向けた取り組みを実施していく。

ごみ減量化に関する情報コーナーの設置を検討する。

イ 家電リサイクル法対象品のリサイクルに関する普及啓発

家電リサイクル法の対象となるテレビ、薄型テレビ、電機冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンについては、買い替え時における小売業者に適切に引き渡すように指導し、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

地域の生活環境や自然環境の保全の妨げとなる、不法投棄の対策について、以下の取組を推進する。

① 啓発の推進

市民や事業者に対し、インターネットやチラシ等により適切な啓発、指導を実施していく。また、啓発看板を設置し、不法投棄の一層の抑止を行う。

② 監視体制の強化

環境パトロール員による定期的な監視を実施し、不法投棄の早期発見及びごみ等の回収により、環境の維持・保全を図る。

環境保全監視員をはじめ地域住民との連携を図りながら、不法投棄などの監視体制を強化する。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

山州市が策定した地域防災計画等を踏まえ、平成 26 年 3 月に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

※仮置場 …… 下表の 16 施設を候補地とする。

		(単位：m ²)
地区	名称	使用可能面積
高富	高富中央公民館	5,200
	一般廃棄物最終処分場跡地	6,630
	梅原スポーツランド	4,700
	さくら公園	1,120
	大桜グラウンド	9,980
	椿野国体跡地（山州市所有）	60,979
	四国山香りの森公園	11,000
伊自良	伊自良総合グラウンド	11,385
美山	谷合運動場	4,650
	美山総合運動場	12,000
	みやまジョイフル倶楽部	1,178
	乾運動場	3,850
	柿野交流センター	900
	富波運動場	4,800
	美山中央公民館	2,400
	中洞地区山田	15,847
合計		156,619

※最終処分場 … 山州市クリーンセンター内最終処分場を候補地とする。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

山口市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、岐阜県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1)地域名	山縣市	(2)地域内人口	25,786人	(3)地域面積	221.984km ²
(4)構成市町村等名	山縣市	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 (豪雪) (山村) 半島 (過疎) その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：－ 設立(予定)年月日： 年 月 日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：－				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量等に対する割合)						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度
排出量	事業系 総排出量	t	1,792	1,792	1,779	1,668	1,689	1,672 (R3比 -1.0%)
	1事業所当たりの排出量	t/事業所	1.20	1.19	1.18	1.08	1.09	1.08 (R3比 -0.9%)
	生活系 総排出量	t	4,629	4,635	4,675	4,769	4,682	集計中 4,390 (R3比 -6.2%)
	1人当たりの排出量	kg/人	165.0	167.3	172.3	179.2	172.5	160.7 (R3比 -6.8%)
合計	事業系生活系の総排出量合計	t	6,421	6,427	6,454	6,437	6,371	6,062 (R3比 -4.9%)
再生利用量	直接資源化量	t	243 (3.8%)	236 (3.7%)	212 (3.3%)	226 (3.5%)	225 (3.5%)	集計中 188 (3.1%)
	総資源化量	t	967 (14.1%)	921 (13.5%)	879 (12.9%)	745 (11.3%)	707 (10.8%)	948 (15.3%)
エネルギー回収量	(年間の発電電力量)	MWH	－	－	－	－	－	－
	(年間の熱利用量)	GJ	24,576	27,135	27,135	27,638	23,989	23,108
最終処分量	埋立最終処分量	t	718 (11.2%)	714 (11.1%)	706 (10.9%)	742 (11.5%)	724 (11.4%)	集計中 699 (11.5%)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

令和4年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、地域計画における目標値を達成できないため、ごみ量予測を再検討する。また、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の分別収集を計画する。

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工年月	廃止又は休止 (予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	山県市クリーンセンター エネルギー回収推進施設	山県市	全連続燃焼式 ストーカ炉	36 t / 日 (18 t / 24h × 2 炉)	H22. 3	—	—	浸水想定区域外であるが、周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合、山県市地域防災計画に則り、他市町村又は隣接県の応援を求めるなど、広域的な調整を行う。	
リサイクルセンター	山県市クリーンセンター マテリアルリサイクル推進施設	山県市	破碎・選別	5 t / 5h × 1 系列	H22. 3	—	—	浸水想定区域外であるが、周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合、山県市地域防災計画に則り、他市町村又は隣接県の応援を求めるなど、広域的な調整を行う。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定 年月	更新(改良)・ 新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商 品化を実施するた めの施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	山県市クリーンセンター エネルギー回収推進施設	山県市	全連続燃焼式 ストーカ炉	36 t / 日 (18 t / 24h × 2 炉)	R 10. 3	老朽化のため の基幹改修	—	—	浸水想定区域外であるが、周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合、山県市地域防災計画に則り、他市町村又は隣接県の応援を求めるなど、広域的な調整を行う。	—	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度
総人口		26,454	26,171	25,780	25,291	25,786	集計中	23,773
公共下水道	污水衛生処理人口	4,279	4,461	4,555	4,749	5,085	集計中	6,619
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(16.2%)	(17.0%)	(17.7%)	(18.8%)	(19.7%)		(27.8%)
集落排水施設等	污水衛生処理人口	5,917	5,880	5,807	5,660	5,842	集計中	5,645
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(22.4%)	(22.5%)	(22.5%)	(22.4%)	(22.7%)		(23.7%)
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口	4,631	4,584	4,516	4,494	4,608	集計中	4,102
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(17.5%)	(17.5%)	(17.5%)	(17.8%)	(17.9%)		(17.3%)
未処理人口	污水衛生未処理人口	11,627	11,246	10,902	10,388	10,251	集計中	7,407

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	山口市	1,799基	4,608人	H16	165基	978人	R 9	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体名 ※2	規模	事業期間 ※5		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
				単位	開始	終了	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 9年度	
○エネルギー回収等に関する事業						1,814,998	0	0	78,272	754,359	982,367	546,275	0	0	18,009	388,195	140,071	
ごみ焼却施設基幹的改良事業	1	山口市	36 t/日	R7	R9	1,814,998			78,272	754,359	982,367	546,275			18,009	388,195	140,071	
○浄化槽に関する事業						75,750	15,150	15,150	15,150	15,150	15,150	75,750	15,150	15,150	15,150	15,150	15,150	
浄化槽設置整備事業	2	山口市	165 基	R5	R9	75,750	15,150	15,150	15,150	15,150	15,150	75,750	15,150	15,150	15,150	15,150	15,150	
○施設整備に関する計画支援事業						20,500	0	20,500	0	0	0	20,500	0	20,500	0	0	0	
ごみ焼却施設基幹的改良事業に係る 計画支援事業	1	山口市		R6	R6	15,000		15,000				15,000		15,000				
PFI導入可能性調査	1	山口市		R6	R6	5,500		5,500				5,500		5,500				
合計						1,911,248	15,150	35,650	93,422	769,509	997,517	642,525	15,150	35,650	33,159	403,345	155,221	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号と一致させること。

※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※4 事業が地域計画を除く場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 岐阜県

(1) 事業主体名	山県市
(2) 施設名称	山県市クリーンセンター
(3) 工期 ※1	令和 7 年度 ~ 令和 9 年度
(4) 施設規模	処理能力 36 t / 日 (18 t / 日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※2	既存施設の延命化及び温室効果ガスの削減 (CO ₂ 削減率 : 3 % 以上)
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	k Wh / ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額 ※2	1,814,998 千円 うち、交付対象事業費 546,275 千円
----------------	---------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 岐阜県

(1) 事業主体名	山口市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による河川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。 浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対し、要する費用を助成する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和5年度 ～ 令和9年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 (豪雪) (山村) 半島 (過疎) その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 75,750 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0 千円 ・ 公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	80基 (400人分)	32,160	32,160	32,160
6～7人槽	75基 (488人分)	36,750	36,750	36,750
8～10人槽	10基 (90人分)	6,840	6,840	6,840
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	165基 (978人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	75,750	75,750	75,750

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)			
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～15人槽	基 (人分)			
16～20人槽	基 (人分)			
21～25人槽	基 (人分)			
26～30人槽	基 (人分)			
31～40人槽	基 (人分)			
41～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (戸数)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	基 (人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。			

計 画 支 援 概 要

都道府県名 岐阜県

(1) 事業主体名	山口市		
(2) 事業目的	<u>山口市クリーンセンター（基幹改修）</u> 施設整備のため		
(3) 事業名称	廃棄物処理施設延命化工事 発注仕様書作成業務	長期契約導入可能性調査	
(4) 事業期間 ※1	令和 6 年度	令和 6 年度	
(5) 事業概要	ごみ処理施設の延命化に係る 発注仕様書の作成等	長期契約導入可能性調査	
(6) 総事業計画 額 ※1	15,000 千円 うち、交付対象事業費 15,000 千円	5,500 千円 うち、交付対象事業費 5,500 千円	

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

(添付資料1) 対象地域及び施設位置図

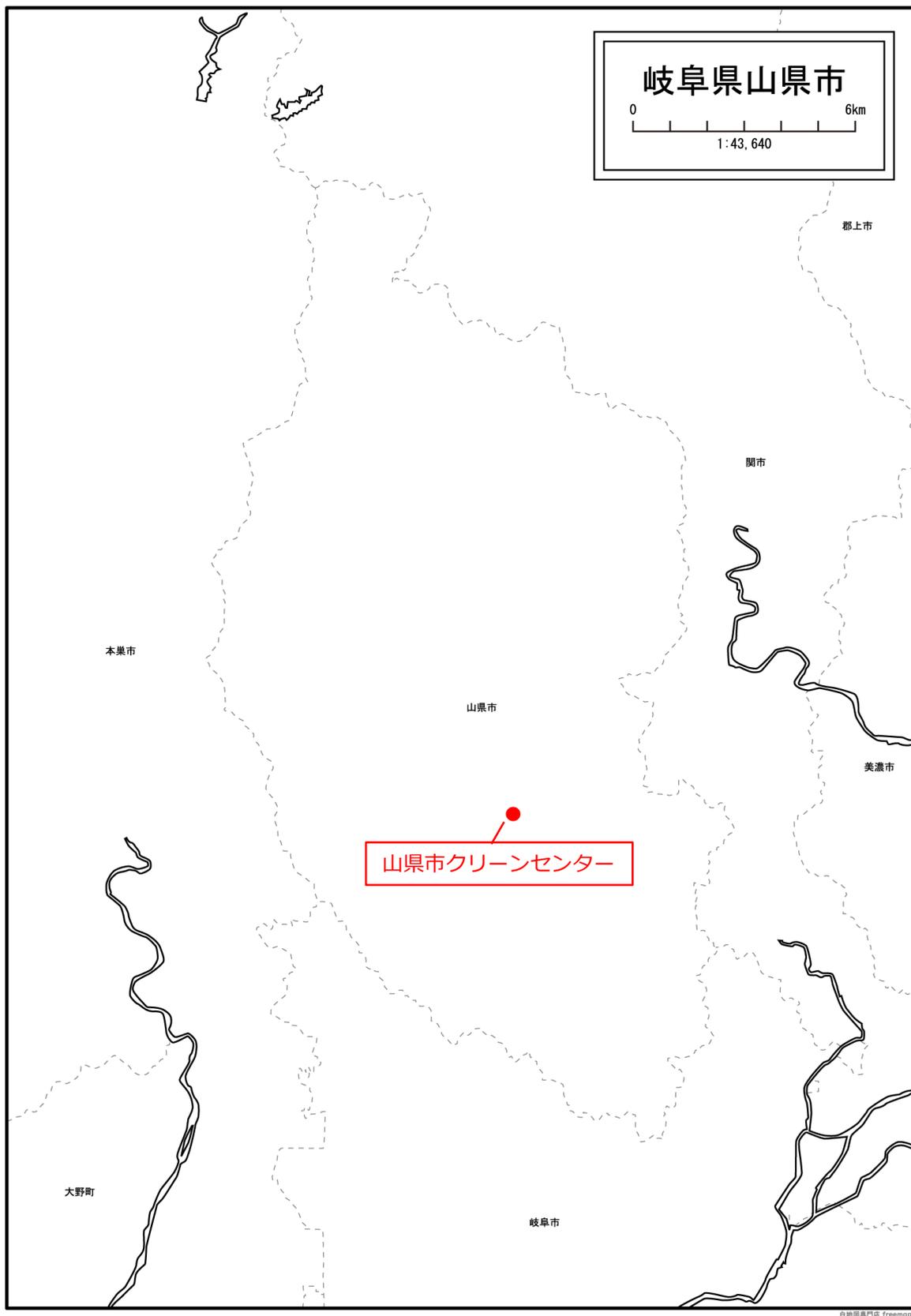


図 1-1 対象地域及び施設位置図

(添付資料2) トレンドグラフ

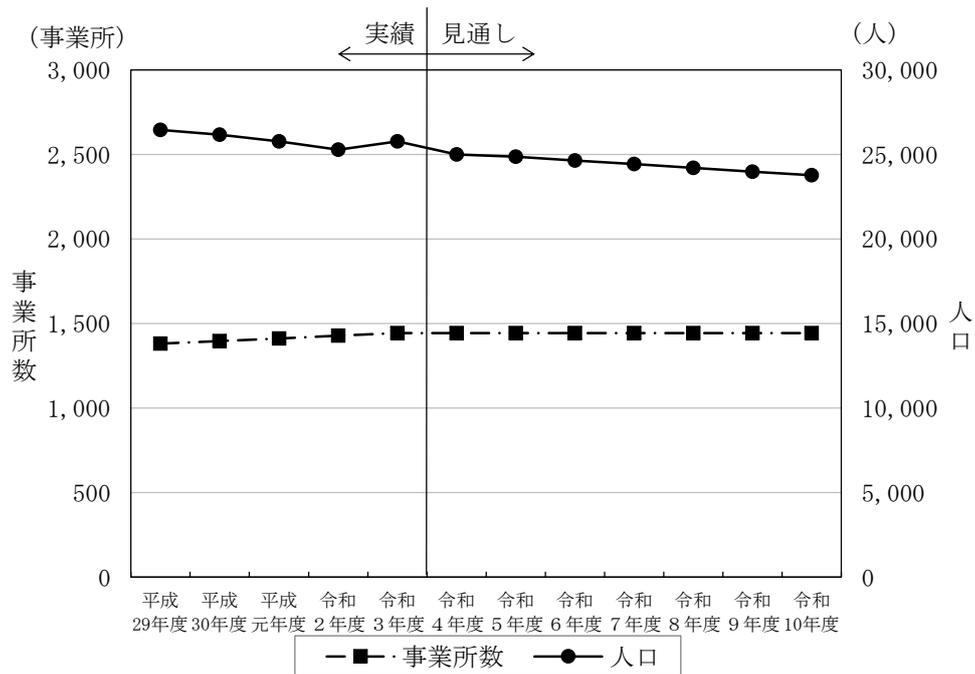


図 2-1 人口及び事業所数

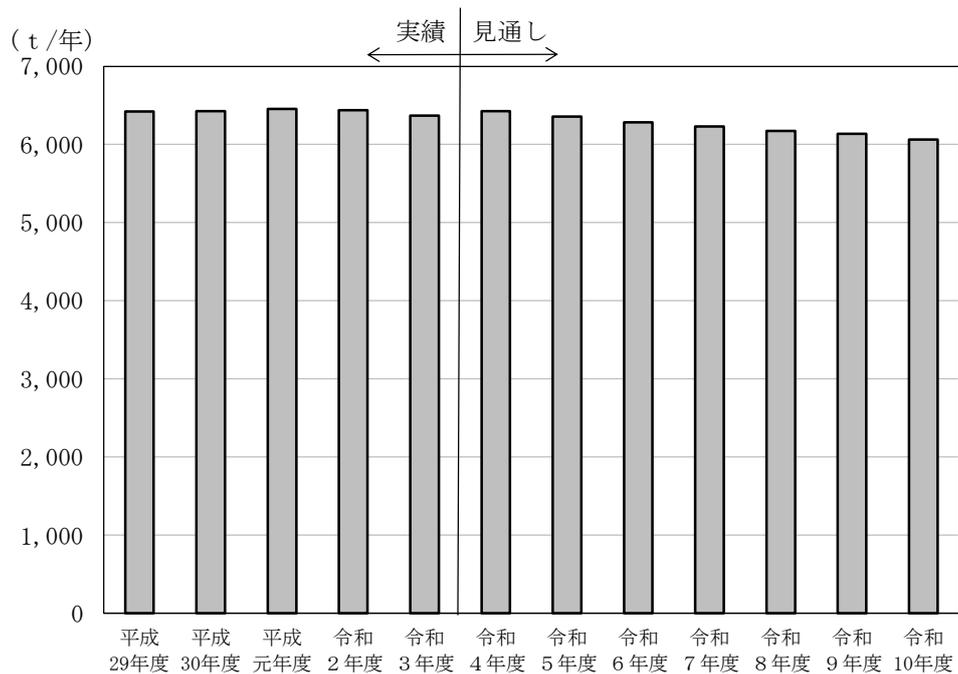


図 2-2 事業系・生活系総排出量

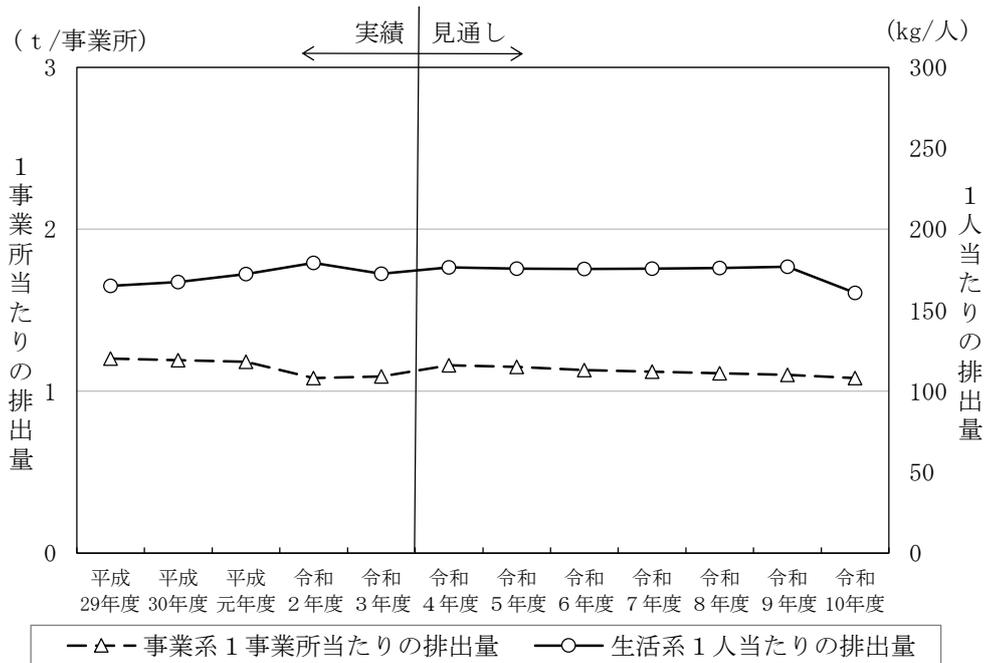


図 2-3 1事業所当たり・1人当たりの排出量

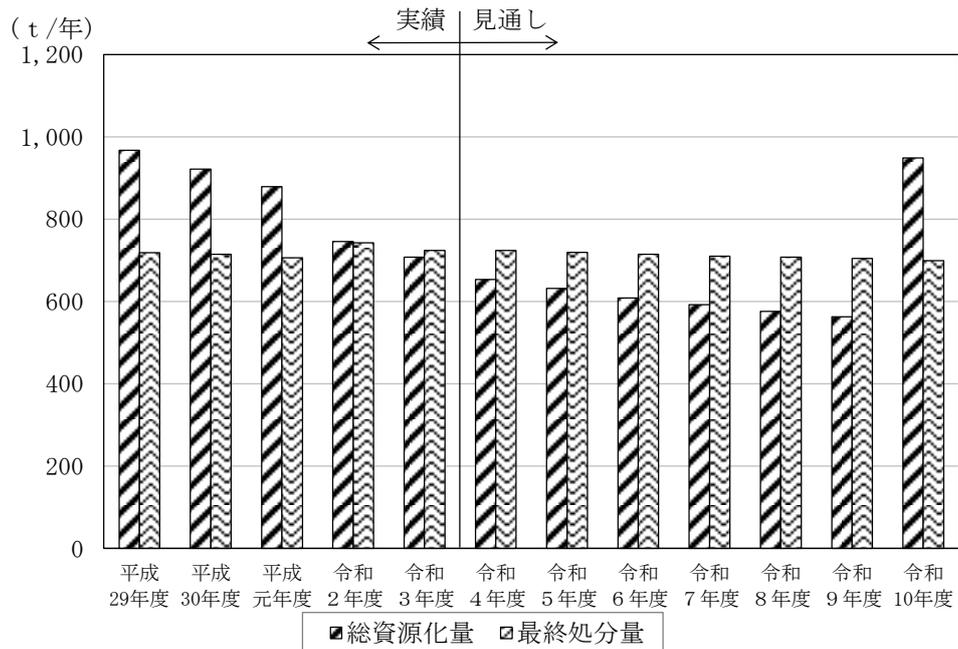


図 2-4 総資源化量及び最終処分量

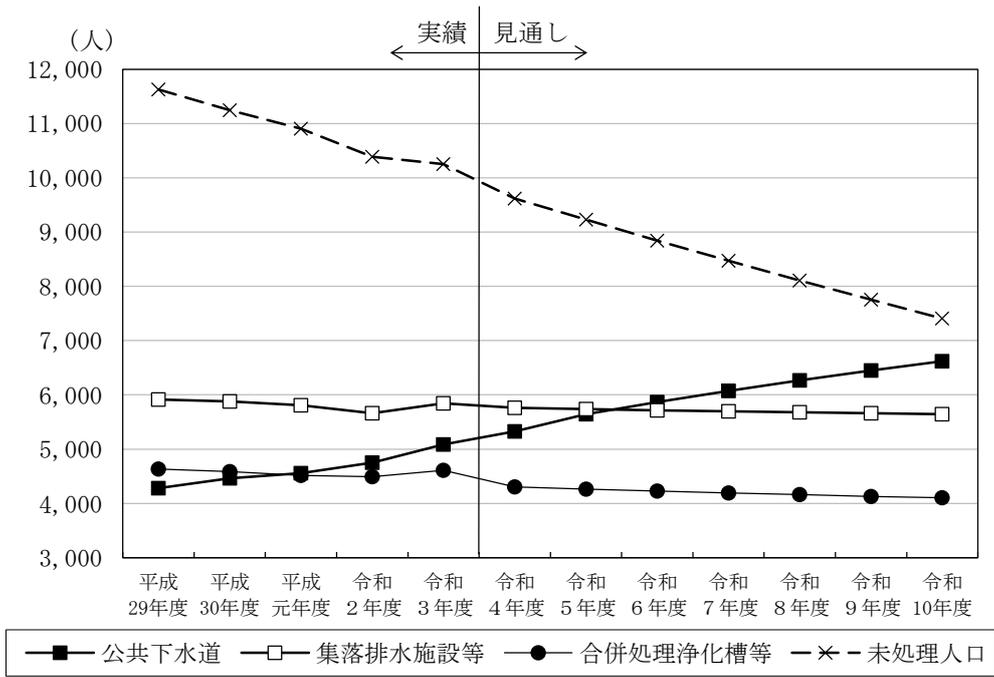
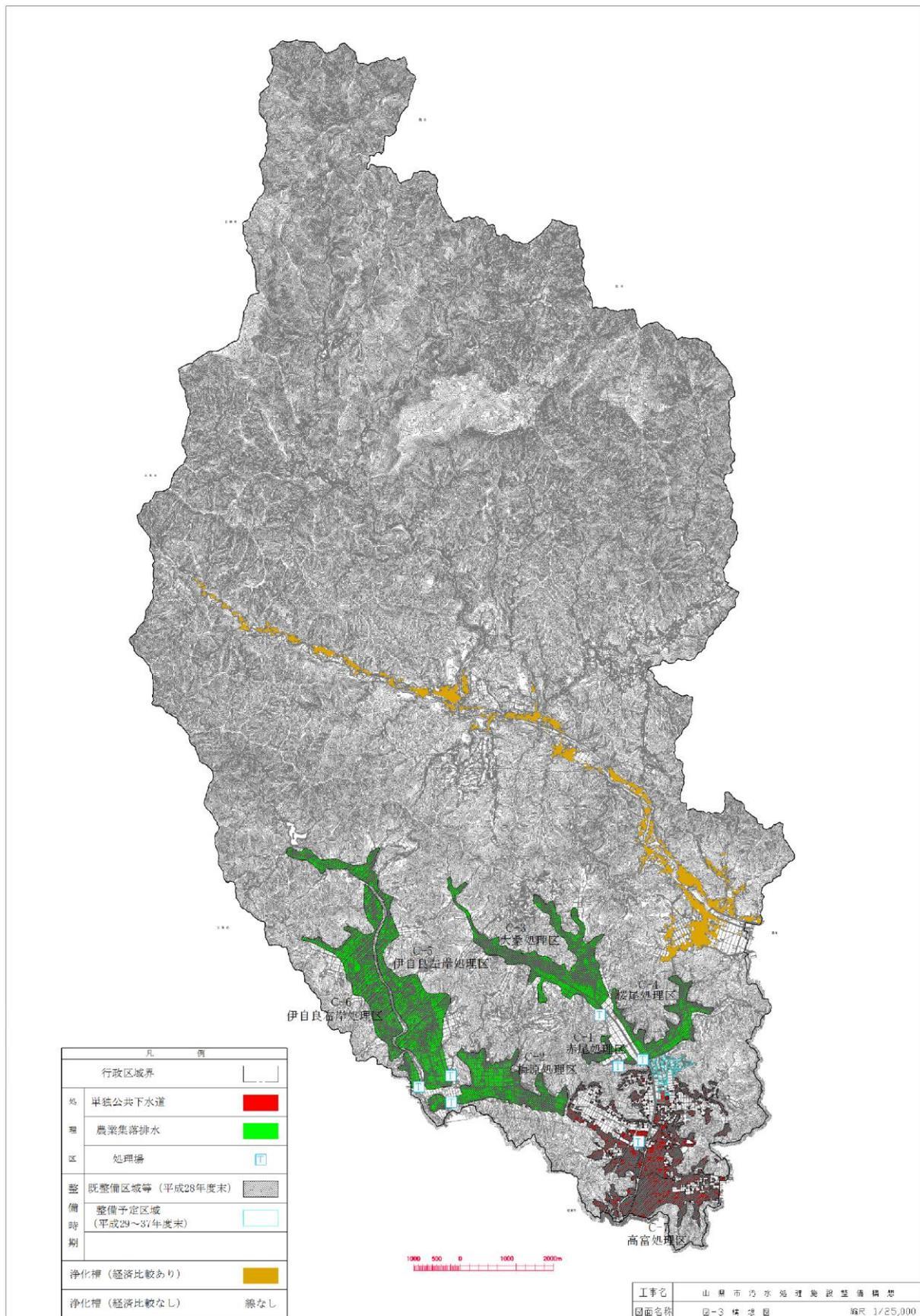
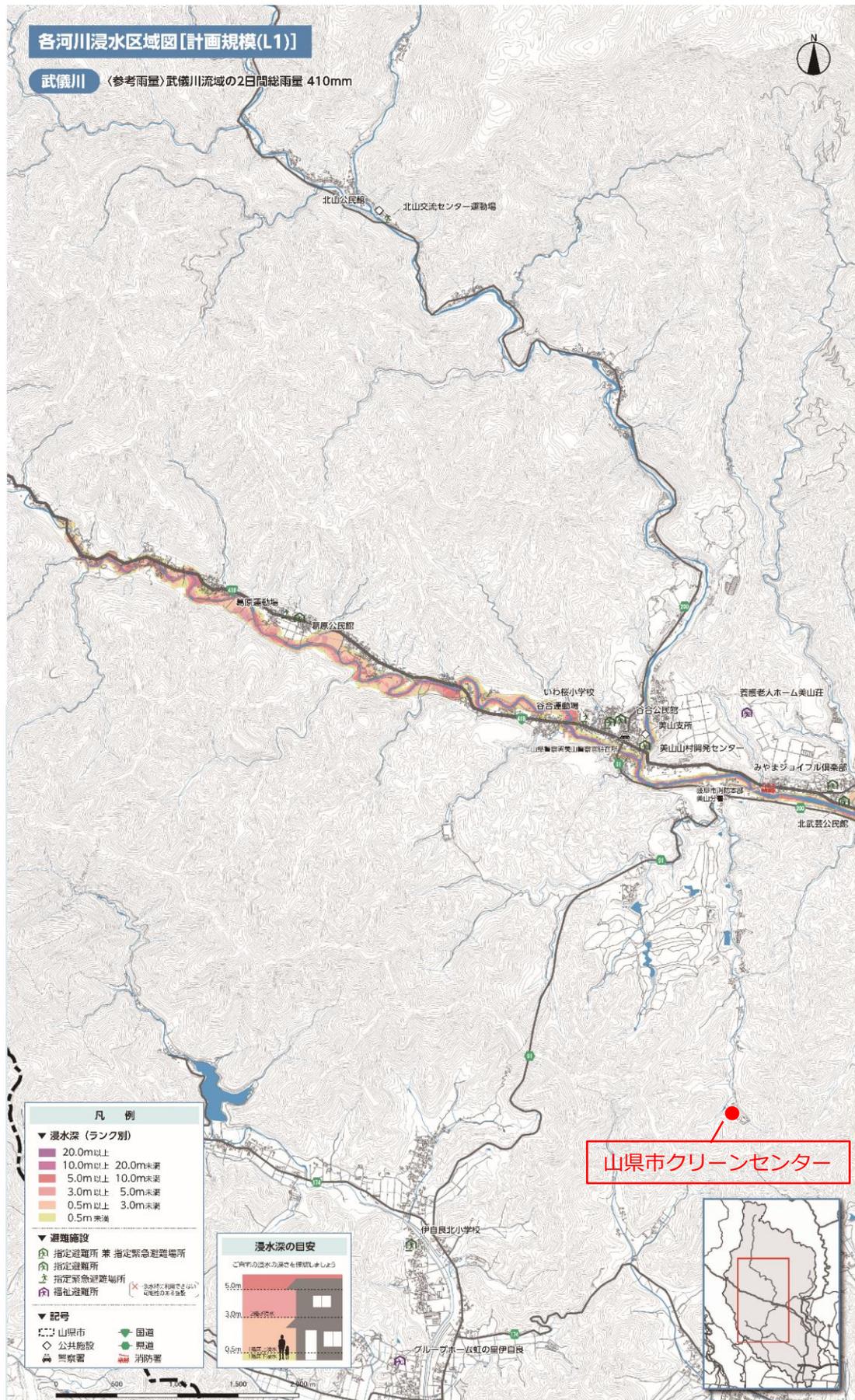


図 2-3 処理形態別人口

(添付資料3) 浄化槽整備区域図



(添付資料4) ハザードマップ



(添付資料5) 国土強靱化地域計画

■ 山県市国土強靱化地域計画 (令和3年1月策定)

(上下水道施設などの耐震・老朽化対策の推進)

- ・避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施する。
- ・水道施設について、施設と管路の耐震化・老朽化対策を推進する。
- ・公共下水道施設について、老朽化対策、不明水対策を推進する。
- ・農業集落排水施設について、耐震化、老朽化対策、不明水対策を推進する。

(下水道における業務継続体制の整備)

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、改定された下水道BCP策定マニュアルなどを踏まえ、下水道BCPのブラッシュアップを図る。
- ・下水道事業の長期継続体制のため、汚水処理最適化計画、経営戦略の整備を行い、公共下水道と農業集落排水の統合を検討する。
- ・公共下水道施設への接続増による汚水量の増加を見据え、浄化センターの増設を計画・実施する。

(合併浄化槽への転換促進)

- ・下水道未供用区域においては、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する。

(災害廃棄物対策の推進)

- ・災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県及び近隣市町などとの連絡調整や連携・応援体制を含んだ災害廃棄物処理計画の整備を図る。
- ・一般廃棄物処理施設(クリーンセンター)の基幹改良事業に向けて長寿命化総合計画を樹立する。

(有害物質対策の検討)

- ・アスベストや化学物質などの有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を県と共有し整理・検討する。

(河川に流出したごみなどの処理)

- ・災害発生時に流出したごみを適正に処分するため、河川管理者と一体となった河川環境の保全を図る。